

改正案	現行
<p>（電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助）</p> <p>第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）であつて会社であるものをいう。以下同じ。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2）5（略）</p> <p>（課税の特例）</p> <p>第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安</p>	<p>（電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助）</p> <p>第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。第六十五条において同じ。）の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2）5（略）</p> <p>（課税の特例）</p> <p>第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安</p>

定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

2 一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

附則

（航空機燃料税の軽減）

第三条 第二十七条に定めるもののほか、この法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

附則

（航空機燃料税の軽減）

第三条 第二十七条に定めるもののほか、この法律の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。